

平成28年第9回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成28年12月9日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 諸般の報告
第 3 報告第 6号 平成28年度定期監査報告（第2次）について
第 4 議案第69号 羽幌町農業委員会委員定数条例
第 5 議案第70号 羽幌町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
第 6 議案第71号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
第 7 議案第72号 羽幌町立保育所条例を廃止する条例
第 8 議案第73号 平成28年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
第 9 議案第74号 平成28年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
第10 同意第 1号 羽幌町教育委員会委員の任命について
第11 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
第12 発議第10号 議員の派遣について
第13 発議第11号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について
第14 意見案第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について
第15 意見案第4号 大雨災害に関する意見書の提出について
第16 意見案第5号 J R北海道への経営支援を求める意見書の提出について

○追加日程

- 第 1 承認第 9号 専決処分の承認について
「平成28年度羽幌町一般会計補正予算」（第7号）
第 2 議案第75号 平成28年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）

○出席議員（11名）

1番 村田 定人 君	2番 金 木 直 文 君
3番 阿 部 和 也 君	4番 船 本 秀 雄 君
5番 小 寺 光 一 君	6番 熊 谷 俊 幸 君
7番 平 山 美知子 君	8番 磯 野 直 君
9番 逢 坂 照 雄 君	10番 寺 沢 孝 毅 君

11番 森 淳 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	江 良 貢 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
教育委員会委員長	森 弘 子 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農業委員会会長	高 見 忠 芳 君
会 計 管 理 者	湊 正 子 君
総 務 課 長	飯 作 昌 巳 君
総 務 課	金 子 伸 二 君
電 算 共 同 化	
推 進 室 長	伊 藤 雅 紀 君
総務課総務係長	門 間 憲 一 君
総務課職員係長	酒 井 峰 高 君
地 域 振 興 課 長	木 村 和 美 君
地 域 振 興 課 主 幹	富 樫 潤 君
地 域 振 興 課 策 推 進 係 長	三 浦 義 之 君
財 務 課 長	葛 西 健 二 君
財 務 課 財 政 係 長	山 川 恵 生 君
財 務 課 税 務 係 長	室 谷 眞 二 君
町 民 課 長	蟻 戸 貴 之 君
町 民 課	
総 合 受 付 係 長	山 田 太 志 君
町 民 課	
環 境 衛 生 係 長	熊 木 良 美 君
福 祉 課 長	竹 内 雅 彦 君
福 祉 課	
社 会 福 祉 係 長	宇 野 延 仁 君
福 祉 課 子 ども 係 長	室 谷 み どり 君
福 祉 課	
国 保 医 療 年 金 係 長	更 科 滋 子 君
健 康 支 援 課 長	
健 康 支 援 課	
地 域 包 括 支 援 課	奥 山 洋 美 君
セ ン タ ー 室 長	

課長	典君	貴典君	丸上君	金丸君
課長	達君	和達君	金子君	村上君
課長	恵君	勇恵君	高本君	金本君
支援	一君	敏一君	三上君	高本君
主任	文君	隆文君	石川君	三上君
技師	一君	満一君	笹浪君	石川君
技師	君	裕君	上田君	笹浪君
主幹	君	輔君	更科君	上田君
係長	君	大君	宮崎君	更科君
課長	君	繁君	鈴木君	宮崎君
課長	君	伸君	高橋君	鈴木君
主幹	君	慎也君	佐々木君	高橋君
課長	君	治君	大平君	佐々木君
課長	君	哲也君	敦賀君	大平君
所長	君	輝君	棟方君	敦賀君
所長	君	輝君	春日井君	棟方君
課長	君	浩君	杉野君	春日井君
課長	君	佳君	藤井君	杉野君
課長	君	樹君	渡辺君	藤井君
課長	君	之君	今村君	渡辺君
課長	君	巳君	飯作君	今村君

○職務のため出席した事務局職員

議事	井上君	顯君
務局	清水君	志君
係長	土清水君	彬君
書記		

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

5番 小寺光一君 6番 熊谷俊幸君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第6号

○議長（森 淳君） 日程第3、報告第6号 平成28年度定期監査報告（第2次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました平成28年度定期監査報告（第2次）について内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象であります。船本監査委員とともに、平成28年10月5日から10月28日までのうち8日間にわたり、社会教育課ほか、ごらんの対象機関を実施したところでございます。

2、監査の対象とした事項であります。財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づきその内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

3、監査の結果であります。財務に関する事務についてそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

主な内容につきましては、次のとおり報告をさせていただきます。2ページをお開き願います。最初に、福祉課について申し上げます。(1)、社会福祉状況、①、福祉タクシー利用状況であります。障がいの程度に応じましてタクシーの乗車券を該当者に年間24枚、また12枚を交付しているものでありますが、28年度9月末現在の総交付枚数は1,848枚で、うち総利用枚数は585枚となっております。次に、②の児童手当の支給状況では、27年度及び28年度9月末までの受給者数をあらわしたものでございます。内容は記載のとおりでありますので、以下省略させていただきます。③、保育所入所状況であります。9月末現在の園児在籍数は、羽幌保育園10名、認定こども園まきは33名、計で43名となっております。④、平成28年度幼稚園就園奨励費補助金の状況ですが、ア、9月末の対象園児数は藤幼稚園32名であります。次のページをお開き願います。イ、補助金交付状況では、国と町合わせまして447万200円となっております。次に、⑤の平成28年度認定こども園施設型給付費の状況ですが、ア、9月末の対象園児数は、まき幼稚園107名、まき保育所33名、合わせて140名で、イ、負担金の支出状況は、国・道、町合わせまき幼稚園分は2,328万7,080円、まき保育所分は1,888万8,850円、合わせて4,217万5,930円となっております。⑥の地域福祉基金状況から次のページの⑧の福祉バス利用状況につきましては、説明を省略させていただきます。⑨の老人クラブ等助成金交付状況では、前年同期に比較し、団体数は9団体で増減はありませんが、会員数は13人減少し、225人となっております。交付決定額は前年度と比較し1万1,700円減の119万5,500円であります。⑩の敬老会事業助成金交付状況及び⑪、敬老記念品贈呈状況につきましては、説明を省略させていただきます。

5ページをお開き願います。(2)、国保医療状況の①、各医療費支出状況では、会計区分ごとの扶助費等の費用をあらわしたもので、内容は記載のとおりであります。以下省略させていただきます。

6ページをお開き願います。健康支援課でございます。(1)、各種検診実施状況と(2)、各種予防接種実施状況は、検診及び予防接種区分ごとの対象者数等を27年度実績と28年度9月末現在の状況をあらわしたものでございます。ごらんをいただくことにより、説明は省略させていただきます。

7ページをお開き願います。(3)、すこやか健康センター利用状況から8ページの(4)、介護認定状況、①、平成27年度申請及び認定状況、②、平成28年度申請及び認定状況(9月末現在)につきましてもごらんをいただくことにより、説明は省略させていただきます。

③、要介護認定者介護サービス利用状況では、平成28年8月末現在における認定者のサービス利用状況を介護度ごとに在宅と施設入所者の人数をあらわしたものであります。利用者は、昨年度同期と比較し3人多い415人となっております。

9ページをお開き願います。(5)、特別養護老人ホーム及び(6)、しあわせ荘短

期入所生活介護につきましては、説明を省略させていただきます。

10ページをお開き願います。(7)、介護保険給付状況の①、居宅介護、居宅支援サービス費の28年度9月末実績では、前年度同期に比較しまして件数で254件増の5,903件と支給額で969万9,602円増の3億832万2,685円となっております。

②、介護保険給付費等準備基金状況以下、11ページの(9)、緊急通報装置設置状況まで、ごらんをいただくことにより、説明は省略させていただきます。

次に、(10)、医師研究資金等貸し付けであります。平成28年度における4月から9月末までの貸し付けは8名で3,325万円、また償還免除は5名で1,587万5,000円、返還は1名、362万5,000円となっており、平成28年9月末現在の貸付額は8,000万円となっております。

(11)、助産師看護師修学資金貸し付けであります。平成28年度における4月から9月末までの貸し付けは5名で150万円、返還1名、50万円平成28年度9月末現在の貸付額は640万円であります。

(12)、助産師看護師修学基金につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、12ページをお開き願います。町民課について申し上げます。(1)、総合受け付け状況につきましては、記載のとおりの内容となっております。ごらんをいただくことにより、説明は省略させていただきます。

13ページをお開き願います。(2)、公営住宅管理状況、①、管理戸数及び入居状況の下段にあります空き家戸数は、平成28年9月末現在102戸で、前年同期より24戸減となっております。

(3)の平成27年度集会所利用状況から15ページまで飛んでください。15ページの(8)の海鳥保護基金状況までは、ごらんをいただくことにより、説明を省略させていただきます。

(9)、北海道海鳥センター入館者状況であります。28年度9月末現在の入館者は前年同期に比較して1,477人減の1万7,268人で、平成9年度オープン以来の累計では37万8,198人となっております。

16ページをお開き願います。(10)、生活路線バス通学定期運賃補助金交付状況であります。28年度の通学対象者数9名に対して定期運賃の額に100分の15を乗じて得た補助金額は、39万3,600円となっております。

(11)、平成27年度の生活路線バス維持費補助金交付状況であります。羽幌町が関与する対象路線の補助金額のうち羽幌町の補助金交付額は、表の右下の合計319万円となっております。

(12)、平成27年度離島航路事業補助金交付状況であります。表にあります離島航路旅客運賃補助は、離島住民に対しての高速船に係る急行料金の割引補助で、町の単独補助であります。4月、フェリー点検のため高速船のみの運航に係る急行料金の10

割、また通常期間における急行料金の3割を補助するもので、100万7,910円となっております。次に、離島航路旅客定期航路事業補助であります。表右の摘要欄に記載しております運賃割引事業につきましては、北海道との協調補助で離島住民に対し航路運賃の割引補助をしているもので、羽幌町の補助金交付額は222万9,622円であります。次に同一の補助事業名で摘要欄に記載の離島航路事業につきましては、航路運営に係る欠損補助で、国庫補助事業であります。補助残につきましては、道と町のおおの2分の1の協調補助で、羽幌町の補助金交付額は2,462万6,196円であります。

以下、17ページの(13)、交通対策事業基金状況から次のページ、18ページの(15)番、町内循環バスほっと号利用状況までの説明は省略いたします。

19ページをお開き願います。財務課について申し上げます。(1)、町税収納状況であります。9月末現在の収納率を合計欄で申し上げますと、現年度分と滞納繰り越し分の合計は63.53%で、前年度に比較して0.72ポイント増加しております。

以下、20ページの(2)、保険税収納状況から21ページの(7)、契約状況までの説明は省略させていただきます。

22ページをお開き願います。出納室について申し上げます。有価証券及び出資による証券の保管状況であります。株券等は会計管理者において保管されており、9月末現在の合計額は5,314万4,000円で、前年同期と同額であります。

23ページをお開き願います。総務課について申し上げます。職員配置状況であります。表の右側の下段の合計欄に記載のとおり、定数160人に対して現員数は129人、定数外職員は111人の合計240人ですが、前年同期より現員数が3人増加しております。

(2)、役場庁舎等整備基金状況につきましては、説明を省略させていただきます。

24ページをお開き願います。地域振興課について申し上げます。(1)、人づくり事業基金状況から(3)、まちづくり応援基金状況につきましては、説明を省略させていただきます。

(4)、まちづくり応援寄附金、ふるさと納税について申し上げます。平成28年度の9月末での状況ですが、道内居住者124件、道外居住者439件、合計563件で、922万5,000円の寄附となっております。

25ページをお開き願います。教育委員会所管であります学校管理課について申し上げます。(1)の奨学基金運用状況では、基金運用額は前年度と同額の1,472万円で、内訳は表の右側に記載のとおり、貸付金が603万6,000円、現金は868万4,000円であります。

(2)、スクールバス利用状況は、記載のとおりの内容となっております。

26ページをお開き願います。(3)、小学校、中学校の現況についてであります。10月1日現在の児童数、生徒数を前年同期に比較しますと、羽幌小学校では299人

で18人減少しておりますが、羽幌中学校では21人増加し、178人となっております。以下、説明を省略させていただきます。

27ページをお開き願います。社会教育課について申し上げます。(1)、郷土資料館入館状況、(2)、焼尻郷土館入館状況は、説明を省略させていただきます。

(3)の体育施設利用状況ですが、9月末現在では前年同期に比較し、7,486人減の合計6万6,833人となっております。減の主な要因は、南町運動広場や野球場など今年度の天候不良により屋外施設の利用者が減となったことによるものであります。

28ページをお開き願います。(4)、文化協会加盟団体状況及び(5)、体育協会加盟団体状況であります。前年度同期に比較して加盟団体数は、文化協会加盟団体が2減の37団体で、合計で50団体であります。会員数は、文化協会が53人減の465人、体育協会は34人減の562人です。

(6)の中央公民館利用状況では、9月末現在1万9,776人で前年同期より851人増加しております。

(7)、図書館利用状況は、記載のとおり内容となっております。

以上で平成28年度第2次定期監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから監査報告の内容について、監査委員に対して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第6号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第6号 平成28年度定期監査報告(第2次)については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第69号

○議長(森 淳君) 日程第4、議案第69号 羽幌町農業委員会委員定数条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長(飯作昌巳君) ただいま上程されました議案第69号 羽幌町農業委員会委員定数条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

平成28年12月8日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、農業委員会委員の選出方法が変更となりますことから、委員定数条例につきましても改正をしようとするものであります。

これまで農業委員会委員につきましては、公職選挙法を準用した選挙による選出と法律に基づき各農業団体及び議会からの推薦によって選任をしております。現行の定数条例につきましては選挙によって選出する委員の数を規定しております。今般の法改正により全ての委員の選出方法が農業者、農業者の団体、関係者の推薦、募集により農業委員候補者を決定し、議会の同意を得て町長が任命することとなりましたことから、条例の規定も農業委員会全体の委員定数に改めるため全部改正をするものでございます。具体的には現在選挙による選出委員が7人、各農業団体及び議会からの推薦委員が4人の合計11人が選任されておまして、農業委員会の意向も踏まえ、現在の委員数を維持したく、委員定数を11人とするものであります。なお、選出方法の改正に伴い議会推薦の規定もなくなることから、本改正条例の附則において議会推薦委員定数条例は廃止をいたします。

それでは、改正文を朗読いたします。羽幌町農業委員会委員定数条例。

羽幌町農業委員会委員定数条例（昭和32年羽幌町条例第19号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、羽幌町農業委員会の委員の定数を定めることを目的とする。

（定数）

第2条 羽幌町農業委員会の委員の定数は、11人とする。

（規則への委任）

第3条 この条例の施行に基づく農業委員の選任等に関し、必要な事項は規則で定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（羽幌町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員定数条例の廃止）

2 羽幌町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員定数条例（平成17年羽幌町条例第2号）は、廃止する。

以上でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第69号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 羽幌町農業委員会委員定数条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号～議案第71号

○議長（森 淳君） 日程第5、議案第70号 羽幌町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第71号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、以上2件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました議案第70号と議案第71号につきましては、関連がありますので、続けて説明をさせていただきます。また、改正内容につきましては、どちらも条項の誤りを訂正する内容であり、おわび申し上げます。

まず、議案第70号 羽幌町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成28年12月8日提出、羽幌町長。

提案理由は、羽幌町税条例の一部を改正する条例の改正内容に誤りが生じているため、改正しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。羽幌町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

羽幌町税条例の一部を改正する条例（平成28年羽幌町条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、別途配付しております資料、羽幌町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条項の整備）に基づきまして説明をいたしますので、ご用意願います。この改正は、平成28年9月に改正した税条例について以前に改正した平成25年の改正条項が反映されていなかったため、改めて条項のみ改正しようとするもので、施行日はいずれも平成29年1月1日であり、この改正は公布の日から施行することとしております。

まず、平成25年の改正では、附則第20条と第20条の2に改める改正でしたが、平成28年ではこの結果を反映していない条項となっており、これを今回改めるもので、最終的には附則第20条の3を追加する改正となります。また、引用している条項も改

正することとなります。

以上の説明をもって改正条文の朗読は省略をさせていただきます。

続きまして、議案第71号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成28年12月8日提出、羽幌町長。

提案理由は、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正内容に誤りが生じているため、改正しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成28年羽幌町条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、別途配付しております資料、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条項の整備）に基づき説明をいたします。中段でございます。この改正は、平成28年9月に改正した条例について以前に改正した平成25年の改正条項が反映されていないため、改めて条項のみ改正しようとするもので、施行日はいずれも平成29年1月1日であり、この改正は公布の日から施行することとしております。

まず、平成25年の改正では、附則第9条と第10条、第11条に改める改正でしたが、平成28年ではこの結果を反映していない条項となっており、これを今回改めるもので、最終的には附則第12条と第13条を追加する改正となります。また、引用している条項も改正することとなります。

以上の説明をもって改正条文の朗読は省略をさせていただきますが、以前に改正した内容を反映しないで改正したことをおわび申し上げるとともに、今後の改正については十分気をつけていきたいと考えております。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第70号 羽幌町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 羽幌町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第72号

○議長(森 淳君) 日程第7、議案第72号 羽幌町立保育所条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長(熊木良美君) ご説明させていただきます。

ただいま上程されました議案第72号 羽幌町立保育所条例を廃止する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成28年12月8日、羽幌町長。

平成29年3月31日をもっての羽幌保育園閉園に際し、児童福祉法第35条の規定により都道府県知事への届け出が必要となることから、廃止に係る条例を提案するものであります。

条文を朗読いたします。羽幌町立保育所条例を廃止する条例。

羽幌町立保育所条例(平成27年羽幌町条例第4号)は、廃止する。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第72号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号 羽幌町立保育所条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号～議案第74号

○議長(森 淳君) 日程第8、議案第73号 平成28年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、日程第9、議案第74号 平成28年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) ただいま提案となりました平成28年度介護保険事業特別会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ28万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,195万2,000円とするものでございます。

補正をいたします内容を事業勘定別に申し上げます。まず、保険事業勘定の歳出で1款総務費、一般管理費において98万7,000円の補正は、人事異動に伴う人件費不足分の増額補正でございます。内容は、一般職給12万円、寒冷地手当2万1,000円、期末、勤勉手当18万円、住居手当28万8,000円、共済組合負担金37万8,000円となっております。

財源につきましては、一般会計繰入金を充てております。

次に、介護サービス事業勘定の歳出で2款事業費、デイサービスセンター改修工事請負費127万1,000円の減額補正は、改修工事の執行残の減額でございます。

財源につきましては、道の地域づくり総合交付金290万円が交付決定となったことから、当初予定していた地方債680万円を減額し、残額262万9,000円は一般会計繰入金を充てております。

以上で介護保険事業特別会計の説明を終わります。次に簡易水道事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ112万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,447万6,000円とするものでございます。

歳出で1款簡易水道費、水道維持費において112万8,000円の補正は、人事異動に伴う人件費不足の増額補正でございます。内容は、一般職給45万9,000円、

期末、勤勉手当19万6,000円、住居手当27万6,000円、共済組合負担金19万7,000円となっております。

財源につきましては、一般会計繰入金を充てております。

以上が今回補正をいたします予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第73号 平成28年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号 平成28年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 平成28年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号 平成28年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号

○議長（森 淳君） 日程第10、同意第1号 羽幌町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 同意第1号 羽幌町教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町北3条2丁目10番地、氏名、松田肇、生年月日、昭和31年8月17日生まれ、現在満60歳でございます。

現委員であります松田肇氏が平成28年12月20日付をもちまして任期満了となるため、氏の人格、識見から、引き続き教育行政にご尽力をいただきたいため、羽幌町教育委員会委員としてご同意を賜りたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから同意第1号 羽幌町教育委員会委員の任命について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 羽幌町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

◎諮問第1号

○議長（森 淳君） 日程第11、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町南3条3丁目5番地、氏名、米山しげみ、生年月日、昭和24年8月17日生まれ、67歳でございます。

現委員であります米山しげみ氏が平成29年3月31日付をもちまして任期満了となるため、氏の人格、識見から、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦については同意することに決定しました。

◎発議第10号

○議長（森 淳君） 日程第12、発議第10号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思っております。なお、派遣する議員については、案件を勘案の上、その都度議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

発議第10号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第11号

○議長（森 淳君） 日程第13、発議第11号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事項調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎意見案第3号

○議長(森 淳君) 日程第14、意見案第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

5番、小寺光一君。

○5番(小寺光一君) 意見案第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。
平成28年12月8日提出。

提出者、羽幌町議会議員、小寺光一。賛成者、羽幌町議会議員、寺沢孝毅、同じく、阿部和也。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年12月8日、羽幌町議会議員、森淳。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

○議長(森 淳君) 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略するこ

ととします。

これから意見案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、意見案第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎意見案第4号

○議長(森 淳君) 日程第15、意見案第4号 大雨災害に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

7番、平山美知子君。

○7番(平山美知子君) 意見案第4号 大雨災害に関する意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月8日提出。

提出者、羽幌町議会議員、平山美知子。賛成者、羽幌町議会議員、熊谷俊幸、同じく、村田定人。

大雨災害に関する意見書(案)

北海道では本年8月、台風7号、11号、9号が相次いで上陸し、さらに台風10号の影響による集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより、住宅や農地への浸水被害及び道路・鉄道の決壊や土砂災害が発生したところである。また、定置網・養殖施設被害など水産被害も大きなものがある。

このように全道各地で甚大な被害が発生し、住民の暮らしや経済活動に多大な影響が生じている。

こうしたことから、住民が一日も早く、安心してもとの生活を取り戻すことができるよう早急な災害対策と今後の防災対策が必要とされている。

については、この度の災害からの迅速な復旧と今後の防災対策に向け、下記の事項について特段の配慮を強く要望する。

記

- 1 自治体の応急対応や復旧復興に要する経費について特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など十分な地方財政措置を講ずること。
- 2 被災した道路・河川・鉄道等の公共土木施設、水道施設、農地・治山・林道・漁港等の農林水産業施設、社会福祉施設、医療機関、学校等文教施設及び文化財等の災害復旧に対して支援を行うこと。

- 3 復旧だけではない水害に強い河川の改修への財政措置を講ずること。
一級河川のみならず、北海道管理河川においても浸水被害解消のため、抜本的な河川改修が可能となるよう特段の財政措置を講ずること。
- 4 住宅被害を受けた被災者が、もとの生活を取り戻すための必要な各種支援制度について、十分な財政措置を講ずるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。
- 5 農林水産業への被害について、農林漁家の経営意欲を後退させないよう災害に強い農山漁村づくりへの措置を講ずること。
- 6 大量の流木等が農地の復旧や漁業の操業等の支障とならないよう流木等の災害廃棄物の迅速な回収や処理に必要な経費に対し、特段の財政措置を講ずること。
- 7 被災中小企業に対し資金繰り支援を行うこと。
- 8 異常気象等を起因とする災害発生状況を踏まえ、より強靱な道路・河川を初めとする公共施設の整備を推進するため、老朽化施設の補修・更新や施設の日ごろの維持管理に対して特段の財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年12月8日、羽幌町議会議長、森淳。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）。

以上です。

○議長（森 淳君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第4号 大雨災害に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎意見案第5号

○議長（森 淳君） 日程第16、意見案第5号 JR北海道への経営支援を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） 意見案第5号 JR北海道への経営支援を求める意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。
平成28年12月8日提出。

提出者、羽幌町議会議員、逢坂照雄。賛成者、羽幌町議会議員、小寺光一、同じく、阿部和也。

J R北海道への経営支援を求める意見書（案）

11月18日、J R北海道は、現在の営業路線のおよそ半分となる10路線13線区を単独では維持が困難であると発表した。

この路線のいずれかが廃止となれば、その地域の過疎化が促進され、地域の経済や住民の暮らしを破壊することになる。公共交通機関としての役割を放棄するものであるといわざるをえない。

J R北海道は発足当初から、国の経営安定化基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という気象条件もかきなり、設備の維持管理には多額の費用が必要である。

よって国においては、地域住民の日常生活に重要な移動手段である鉄道を北海道において公共交通機関としての役割を発揮できるように、J R北海道の経営が自立できるよう財政支援等を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年12月8日、羽幌町議会議長、森淳。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣。
○議長（森 淳君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第5号 J R北海道への経営支援を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（森 淳君） お諮りします。

ただいま町長から承認第9号及び議案第75号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第9号及び議案第75号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

◎承認第9号

○議長(森 淳君) 追加日程第1、承認第9号 専決処分の承認について「平成28年度羽幌町一般会計補正予算」(第7号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) ただいま提案となりました承認第9号の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

処分理由は、平成28年度羽幌町一般会計補正予算を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるところでございます。

旧宮坂ビルについては、平成19年の破産の後、放置されたままであり、老朽化が進んでいることから、危険防止対策として歩道部分の一部を通行どめにしてきた経緯があります。また、9月の議会定例会において寺沢議員から旧宮坂ビルへの具体的対応についての一般質問を受け、具体的な対応策までには至っておりませんとの回答をしておりました。

しかしながら、先月16日の全国町村長大会に向け上京中、15日の北海道公社畜産事業推進協議会の昼食時に副町長より連絡があり、建設課が実施している道路パトロールにおいて旧宮坂の非常階段の外壁の膨らみを発見し、現地で確認したところ非常階段部分の鉄骨に固定している外壁が腐食等により劣化、固定部分の一部が外れ、町道側に外壁が倒れる可能性を発見したと連絡を受けました。その時点で私に判断を求められましたので、上京中でございますので、副町長を先頭とし、教育長並びに数名の課長を含めて協議の上、判断してくださいと申し上げましたところ夕方再度電話来て、18日に帰られるので、そのときにまた協議をしたいということで、出張中はそこで終わっております。

18日に戻ってから協議をしましたところ、まず石川主任技師から緊急性が高いということで、中央部分が膨らんでおるので、両端を固定し、工事にかかるまで安定させなければならないという説明を受けました。さらに、足場を組んで早急に解体をします。また、車道につきましても通行どめ等をして、安全対策をとらないといけないということになりましたので、また町民課長からは予算の流用により早急に固定だけをして

準備を進めることは可能だということでございましたので、早急に対処するように指示をしたところでございました。

今申し上げましたように対応策を協議し、町民の安全を確保する観点から、階段部分の外壁を撤去することにいたしました。しかし、外壁付近には電線があり、外壁撤去のための足場設置及び撤去作業に支障が生じ、その対応策に時間を要することから、緊急措置として18日に外壁の倒壊防止措置を実施したところでございます。その後、外壁の撤去方法について関係者と協議をし、電線にカバーを取りつけて感電防止策をとるなど、足場については電線を考慮し、幅員の狭いものを使用しつつ安全性を確保すること、外壁の飛散防止対策のネットを張ることなど安全対策を図り、外壁を撤去する方法が決まりました。

このような経緯を踏まえ、この方法により実施することを決定し、緊急を要することから12月1日に専決処分により一般会計の補正予算を行い、工事契約を締結したものでございます。工事完了は12月18日を予定しております。老朽化による建物の解体については、将来的な検討材料となることから具体的な対応策にまでは至っておりませんが、ご説明しましたように危険な状態が発見されたことから、町民の安全性を確保するために緊急的な対応をせざるを得なくなったと。町議会招集のいとまもなかったことから、専決処分により危険を取り除くものでございます。

また、急に道路を閉鎖することにもなりましたことから、18日にすぐ警察署長のほうに面談を申し込みまして、月曜日の2時からでしたか、お会いしまして、こういったことで道路をとめて工事をさせていただきたいので、担当課が来た折にはよろしくご指導をお願いしますということで、第一生命側の歩道だけは歩けるように確保したいということをお願いを申し上げておりました。

以上で提案の理由の説明とさせていただきますが、専決処分につきましてどうぞご承認賜りますようお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長からの内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 次に、私から補正内容のご説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ118万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億8,076万4,000円とするものでございます。

6ページをお開き願います。歳出の2款総務費、自治振興費において旧宮坂ビル屋外階段外壁取り壊し工事請負費118万8,000円の補正は、外壁取り壊しに要する足場設置費用や取り壊し費用等でございます。

財源は、前年度繰越金を充てております。内容につきましては、町長から詳しく説明をいたしました。

以上、今回専決処分をいたしました補正内容についての説明内容であります。よろし

くご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第9号について質疑を行います。

10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 専決処分の専決処分書を読みますと、空き家対策事業に伴う歳入歳出補正について町議会招集のいとまがないのでというようなことが提案理由として書かれておりますけれども、平成18年の法改正によって、町議会招集のいとまがないので、その辺の規定がより厳しく、そして明確にされるという、そういう意図で改正されております。議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときに専決処分が可能であるというような法改正がなされておまして、この町議会招集のいとまがないというのは、理由としては不適當ではないのかというふうに私思うのですけれども、その辺のご認識はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 寺沢議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの理由で申し上げましたとおり、出張中に急遽そういう状況になっているということで連絡をいただきまして、私としましては東京にいて見ていないので、写メを送るという連絡もいただきましたけれども、現実には羽幌におらないので、副町長を先頭として協議をして決めてくださいと言いましたが、18日に帰るまで待つということで、18日に副町長以下六、七名が集まりまして、石川主任が大変危ない状況だということで、いつ落ちてもおかしくない。さわっても落ちるのでないかというぐらいのご説明をいただきまして、それで協議をした結果、町民課の予算を利用して、まず押さえるだけ押さえようと。そして、すぐ解体の手続に入りたいということでゴーサインを出したわけでございます。このことは、ご指摘のとおり、臨時会なりでご説明をしてからというのが筋かもしれませんが、そのときの状況の判断としては、ほとんど全員の者が何かあってからでは大変だという認識でございましたので、専決という形をとらせていただいたわけでございます。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 私が聞いているのはその部分ではなくて、平成18年の法改正によって町議会を招集するいとまがないということは専決処分の理由にならないというふうに法に照らして指摘をしているわけで、その辺の認識を伺っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 寺沢議員おっしゃるとおり、いとまがないという表現からその後に先ほど議員からおっしゃられたように議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときという表現に変わっております。内容的には表現は違っても開催する時間がないと、いとまがないと。表現は変わっておりますけれども、内容的にはどちらも同じ内容であると私は考えております。ただ、改正になっておりますので、

このような表現を用いなかったということで、今後はこの自治法を遵守した形でやっていきたいと考えております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） では、なぜ法改正がそこで行われたかということになるわけですが、法改正が行われたその理由なのですが、専決処分が安易に行われないようにするためということでもあります。つまり時間がないといっても、それぞれその感覚、感性というのは違います。ですから、より厳密に時間がないというときに限って専決処分ができるという法改正の内容になっております。通常ですと、議会の招集というのは3日前にすれば臨時議会は開けるわけですが、緊急を要する場合については1日前に議会招集をしても翌日に開くことができるというような形かと思っておりますけれども、そういう形で本当に今回臨時議会を開く余裕がなかったのかどうかというところが私は疑問であります。その辺についていかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 再度のご質問でございますので、答弁申し上げますけれども、繰り返しになって申しわけございませんが、主任技師からの報告、それからその前の建設課のパトロールの報告と、主任技師からは鉄骨の足場についてはきちんと固定されておるので、鉄骨については心配がないけれども、外壁部分のモルタルについては浮いておるので、鉄骨が何ともないので、上がって見たところそういう浮いているという状況が下から見たよりもはっきりしましたので、非常に危ないと、急ぐということを何度も言われましたので、それではかかりましょうということで、先ほど申しましたように警察のほうにもすぐ連絡をとって、署長さんがおられたかどうかはわかりませんが、月曜日ならいいですよということで道路の閉鎖をお願いをしてきたところでございますので、私といたしましては各担当者の意見を聞いて総合して判断した結果急ぐなというふうに考えたところでございます。次の日は土曜日、日曜日でございますので、議員おっしゃるとおり、1日前でもできたのかもしれませんが、またそういった認識がございましたので、今回は専決と、大変急ぐといった考えといたしますか、報告でございましたので、決断をしたわけでございます。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 私の質問に対してしっかり答えていただきたいのですが、質問変えますが、例えば副町長、平成18年の法改正で専決処分の議会の招集するいとまがないという部分についてより厳密に時間的余裕ということについて改正されたということ、そういう認識はございましたか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 私としては、いとまがないという言葉と基本的に今自治法にのっている時間的な余裕がないというのとほぼ同義語であるという認識のもとでございましたので、専決処分の中でそういう書き方をすること自体が果たして適切かと言われるま

すと、今後はその部分は修正というか、訂正をしていきたいというふうに思っております。

今回のケースでいいますと、ちょっと補足で説明をさせていただきますが、18日の日に外壁が崩れ落ちないように仮どめをし、一定程度の安全性を確保した上で、それ以後も例えばどのような工法でやることで最少の経費で最大の効果をとというようなことも狙いますし、あるいはほかの例えば電線でありますと北電との協議、あるいは電気事業者との協議等々も必要になりますし、工法を決めて、その予算を定めてというのに一定程度の時間を要すると。その間に臨時議会を招集しても、例えば議会の中で予算をどう計上するのですかといったときに、今回は118万8,000円と出ていますけれども、そのときにはまだ工法も定まらなければ予算の額も計上できないと。こんなような状況で臨時議会を開きましょうと行って、果たしてそれで納得といたしますか、我々のほうとしても提案する以上きちっとしなければならぬということもありますので、工法、期間、業者、その他対応策等々も含めながら提案できる状況を持っていかなければならぬというふうに考えております。そうであれば、臨時議会を開いて概算額で提案していいのではないのかということにも基本的にはならないのではないかと。町としては、こういう工法で、これだけの工期で、これだけの金額で、こういうような状況でやるというようなことをきちんと決めた上でこの工事はやっていかなければならぬというふうに思っていますし、そういう部分で概算で、あるいは概要で提案ができるというようなことではなかったというふうな認識をしておりますので、今回金額自体も11月の30日の日に業者から見積額が示されたということで、翌日の12月1日付で専決処分を行って、同日に工事を随意契約で発注をし、なるべくタイムロスがないように、町民の安全が確保できるように、そういう形で今回の事務を進めていったということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 1つずつ確認していきたいのですが、平成18年の法改正によって議会を招集するいとまがないという言葉、文言がより厳格に言葉が変わっていったという、そういう認識が私はなかったのではないのかなというふうに思います。休憩中にもお話をさせていただきましたけれども、そういう認識がなかったということではよろしいですか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 確かにいとまがないという言葉がそういうふうに自治法改正で改正されているということは私としては認識しておりませんでした。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） では、次なのですけれども、今副町長、それからそれ以前に町長からもこの件に関する事務的な経緯というのをる説明をいただきまして、それについては大変緊迫した中で、より早くそういう事務的手続を進めなければならぬとい

うことで、非常にご苦勞されたということは大変よくわかりました。常任委員会が11月の30日に開かれまして、そのとき担当課長からその中身について説明がありました。その説明がこの説明をした上で専決で処分をさせてほしいという、そういうような中身の説明だったわけですが、その当日の朝、予算的なことがはっきりして、約120万の事業費であると。ついては専決処分をさせてほしいということだったのです。そのときに常任委員会の委員のほぼ全員が非常に重要な案件なので、臨時議会を開いた上で議決をしてほしいというような、そういう意見を述べました。その背景には、常任委員会というのは議員の半分程度しかいませんので、議論に参加できなかった議員もいるわけです。そういう要望したにもかかわらず、翌日専決をされました。12月1日ですから。私は、11月30日に臨時議会の招集をすれば、翌12月1日に臨時議会を開けて、そして議会の中で議論した上で議決なりして、同じように事業を進めることが可能であったのではないのかなというふうに思います。常任委員会を開いたわけですから、議員もほぼ全員支障なく翌12月1日には議会に参集することもできるという、そういう状況でもありました。町長も在庁でした。私は、いとまがないという理由は当てはまらないと思います。今の自治法上もこれでは議会としてなかなか理解できる専決にはならないのではないかなと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 委員会での臨時議会での審議が必要でないかという報告は受けましたが、私といたしましては先ほど申しました18日の時点で既に決定しておりましたので、その時点ではもう走っているものというふうに思っておりましたので、臨時議会でまた時間を要するようなことではもしも崩落してしまったでは、何かあっては困るという思いから、事務をそのまま進めるようにというお話をしたところでございます。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 今の18日に決定して走っていたと、何が決定されていて、何が走っていたのかはちょっとわからないのですけれども、12月1日に専決処分をされたのですから、12月1日まではいずれにしてもこの事業を遂行することも契約することもできないわけです。11月30日の日に臨時議会の招集すれば、同じようなスケジュールできちっと議決という形でこの事業を実行することができたのではないのかという、そういう質問です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） そう言われればそういうことも考えられたかと思えます。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） ということは、議会を招集するいとまがあった、時間的余裕があったという、そういうことでよろしいですね。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 外壁を改修する予算の見積額が出たのは、議員もご存じのと

おり、11月の30日の日でございます。次の日にそれで議会が招集できるかというとなかなか技術的には難しいですし、そこで例えば1日、2日のタイムラグがあると、またその間の安全性という問題も発生しかねないということですので、専決処分で同日で契約をさせていただいたということでもありますので、そういう意味では専決処分で事務を行ったこと自体に行政として瑕疵はないといえますか、通常考えられる方法であったのかなというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 8番、磯野直君。

○8番（磯野 直君） この件に関しては、今ある日程等もありましたけれども、いわゆる空き家対策ということでずっと委員会でも審査、審議をしてきました。その中で宮坂の話も出て、どうなのだという中で、行政側からは所有者もなかなか見つからない、それから行政代執行をするにしても果たしてできるかどうかということで、かなり難しいという話が出ていました。その中で、実は誤解を招くような報道等もあって、金額等も述べられて、それに対してはまた行政側から説明等もあったと理解しています。

何を言いたいかという、町民の方々もこれに関しては非常に興味を持っている部分です。また、もちろん予算等もかかるわけですから。であれば、委員会としては理由も聞きましたし、今も聞きましたけれども、町民に対する理解を得るということであれば、私はやはり臨時議会等を開くべきでなかったかと思うのですけれども、もう一回副町長に聞きますけれども、その辺は本当に急ぐのはわかりました。危険だということもわかりました。だけれども、まず議会に理解をしてもらって、町民が理解するというふうには考えていなかったのですか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 基本的な考え方としては、町民の安全確保、危険回避が第一ということをも最優先に考えた結果だというふうに認識しております。

○議長（森 淳君） 8番、磯野直君。

○8番（磯野 直君） 確認します。それは、多分議員のみんなもそうなのです。もし万が一のことがあったら、早くやらなければならぬというのはわかっています。だからこそ委員会でも30日に課長からそういう説明があったので、すぐ臨時議会を開いたらどうですかということだったのです。本当にいとまがなかったのですか。さっきの事情はわかりました、緊急だと。だけれども、やろうと思えばできたのではないかと私は思うのです。本当にいとまがなかったのですか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 確かに11月30日に予算の額が確定をし、翌日専決処分をさせていただきました。その専決処分をしてから例えば契約までになお協議が必要で、契約までに3日も4日もかかるとかというのであれば議会を開くいとまも、それこそ時間的な余裕も出てくるのでしょうか、町としてはできるだけ早く工事に着手をし、危険の回避をしたいというようなことで、専決処分と同日付で業者と契約をし、工事に着手

をしたということでございますので、その辺は理解をいただけるのかなというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 先ほどからいとまがないという部分が平成18年の法改正で変わっていると。私は、これも大事なことだと思います。ただ、急いで専決処分をされたわけですから、文書をつくる段階で担当のほうがよく理解されないで、もとのいとまがない場合という判断で文言をこういう書き方をされたのではないかなど。そして、今回の議会に対する提案の文書もそのまま、当然そうでしょうけれども、専決の文書を見ながらこれをつくったということから、こういう改正前の言葉が出てきているのだと、私はそう解釈しています。

それで、これはもうはっきりしていますので、先ほど副町長、財務課長からもその部分についての改正になっているということもわかったということも理解されていますので、この文書についてそういうようにして読みかえてもらうのか、改めてこれを差しかえるのかをまずそれを整理するべきだと私は思うのです。それが解決してからこの専決処分はどのようなのだということが言えると思うのです。

私は、この専決処分については、専決はご存じのとおり4つの項目について許されているわけでありますから、今回の専決処分についてはその許される項目の一つ、今の新しい言葉では緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことを明らかであると認めるときという言葉に変わっていますけれども、これで町が町長の裁量で決められるわけですから、町長が例えば18日に連絡来たけれども、30日まで次の日まで町長も副町長も予定が全部入ってできなかつたのだと、そういうことであればそれならそれで私はしょうがないと思うのです。ということは、この解釈について私もいろいろ調べましたけれども、時間的余裕の解釈というのは非常に難しいと。これは、町の裁量、町長の裁量権で決定できるのだと。ただ、ただし書きはあります。認定には客観性がなければだめですよということはあるけれども、町長がこれは自分で決められるわけですから、そういう裁量権を持っているのですから。あとは、これは裁判で判例がなければ私たちもわかりません。判例も相当探してみましたが、ありません。ですから、私はこの専決については問題ないということで承認をいたします。

なお、事業内容について、先ほど……

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

○議長（森 淳君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（船本秀雄君） ただいまの承認するという事は訂正させていただきます。取り消させていただきます。

それで、私もこれまで文教厚生常任委員会のメンバーではありませんので、なかなか質問する、意見を述べる場がありませんでしたので、この場をかりまして何点か質問させていただきますと思っています。

まず、30日の文教厚生常任委員会が出されました資料を担当課長ごらんになっていただきたいのですが、この事務管理、民法697条で義務なく他人のために事務の管理を始めた者、以下管理者という、これは市町村が管理者とならなければならないその根拠を教えてください。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） 答えいたします。

宮坂ビルにつきましては、今現在所有者、管理責任者というのが存在しておりません。今回この民法の事務管理という形で事務処理をするわけですが、羽幌町が行う理由としましては、住民の安全を確保したい、すべき町としての義務がございますので、その観点から危険な部分についてのみ民法で許されている事務管理という形で行政が措置をしても構わないということで、平成27年に実は担当課は違いますが、弁護士さんのほうにもご相談に行きまして、羽幌町が民法の697条に基づいて事務管理という形で危険回避の手だてをしても構わないということの見解をいただいておりますので、民法の規定に基づきまして今回実施をさせていただきます。

○議長（森 淳君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 行政がやらなければならないという根拠はないけれども、行政として町民のためにそういう危険なことであれば当然義務なくというこの言葉の中に入れてやったのだという理解していいのですね。

それから、2つ目ですが、管理者が事務管理をする場合、抵当権を持つ権利者の了承は必要ないのだという記述されています。普通会社が倒産した場合は、ほとんどの会社は動産、不動産というのは担保に入っていると思うのです。普通だったら1番から3番ぐらいの抵当に入れています。その倒産と同時に清算人、弁護士が立てられて、その後競売という形になるのかなと思います。宮坂ビルについては、競売で売買された場合は普通1番抵当の保証協会、国が一番先に債権、貸付金を回収すると。その残があれば2番、3番の抵当権を持つ権利者が回収できると、一般的にはそうだと思うのです。その1番の抵当権者である保証協会に宮坂ビルの管理責任はないのかどうか。競売で債権の回収ができなかったから抵当権を放棄したということなのではないでしょうか。そこら辺が私わからないものですから、権利証でも何でもご確認されているのかどうか。抵当に入っている1番抵当の人が権利持っているはずなのではないですか。それが全然責任ないということになるのかどうかということをお聞きします。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） お答えいたします。

その関係につきましても27年の4月に弁護士さんのほうに担当課のほうで質問をさせていただいております。通常倒産した場合は管財人に渡りまして、管財人がその処分の権限を有するというございですが、競売をかけた結果、整理ができなかったということで管財人のほうとしてはその権限を放棄いたしまして、その結果それを管理する通常清算人と言われる方が不存在という状況に今現在なっております。抵当権者については、事実上の管理責任、清算人という形に法的にはなりませんので、抵当権者がその権限を行使しようとした場合、裁判所のほうに申し出をして清算人という形の選任を受けなければならないことになっているのござい。競売をかけても売れない物件ですから、現在では抵当権者はその手続を一切していないということでもありますので、事実上管理責任者というのが不存在という状況に法的にはなっている状況でございます。

○議長（森 淳君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） そういうことであればやむを得ないのかなと思います。ただ、倒産した会社もまだまだ羽幌に何件もあるわけですから、そういうことを全部やるとなれば大変だなと思います。だけれども、弁護士と相談した結果そういうことであれば、私はやむを得ないと思っています。

それと、もう一点お聞きしますけれども、管理者が事務管理を行う場合、宮坂ビルを含めてほかの倒産会社、緊急対応が必要な場合には、町道側に面している部分については町が管理者、道道側に面している部分は北海道、それから国道側については開発北海道というようにして理解してよろしいのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） お答えいたします。

各道路に面している部分につきましては、それぞれの道路の管理者が道路、通行人、または車両等に危険が及ぶというふうに判断した場合は、法律に基づいた行政的な措置ができるということになっております。ですが、それぞれの道路管理者がその状況、道路等に対して支障があると、危害を及ぼすという状況でなければ、当然それぞれの判断でございますので、どういう形の対処になるかというのはそれぞれの道路管理者のほうで考えて判断をしていくということになろうかと思っております。

○議長（森 淳君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） それでは、今の宮坂ビルの場合は、町道の部分については町が管理し、それからターミナル通りのほうは道道、昔の土木現業所、今名前変わっています。留萌建設管理部ですか、羽幌出張所にお互いに歩道の関係は管理しているという理解してよろしいのですか。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） 前段でご説明申し上げましたが、現状ではそれぞれについ

ても一切管理責任者というのは建物に関しては不存在の状況にあります。それぞれ危険が生じるといった場合は、通常所有者がいる場合ですとその所有者に対して行政的指導、きちっとした管理をなささいという指導をする行政的権限があるということでございますので、今回の宮坂ビルに関しては所有者がいないと。それを通告をしたり、きちっとした対応をしてくれる個人、法人が不存在であるということでございますので、事実上は指導、勧告等の行為ができないということで、そのときの状況に応じて適切な対応をそれぞれが行うということになりますので、その面している部分を誰が責任を持って管理しなければならないのだよという形のものではございません。

○議長（森 淳君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） ちょっと管理という言葉が不適切だったかもわかりません。ただ、今現実に宮坂の場合は所有者もいないのだと、倒産してしまっているのだということで質問しているのですけれども、歩道を管理という言葉は使いません。お互いにそれであればターミナル通りのほうの壁が落ちてきたと、危険だということになれば、留萌建設管理部の羽幌出張所、北海道がしなければならないということでよろしいのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） 先ほども説明しましたが、道路管理者という部分につきましては、基本的に道路を安全に通行するために責任を負うということでございますので、極端な言い方しますと倒れる危険性がある、所有権者がいないと。きちっとした対処をしてもらえないということになった場合は、道路を閉鎖するという方法を選ぶか、もしくは管理者が行政代執行といいますか、そういう部分の制度をもとに行政側が解体をし、その費用を請求できる場所があればそこに請求をするという形をとるかという部分については、その状況に応じてそれぞれの道路管理者が判断をしていくということになるかと思えます。

○議長（森 淳君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 何かよくわからないのです。余り頭よくないものですから。現実に今宮坂問題というのははっきりしているのですから。参考例申し上げますけれども、何年か前に南大通1丁目のもとの朝日生命ビル、あれの壁が腐食して落ちてきたと。それで、町道側か国道側かによって変わるという話を聞いたことがあるのですが、役場のどなたか、もう退職になっているかもわかりませんが、そういうことで今ほかの町民もターミナル通りのほうは土木現業所のほうでやっている。そして、こっちは町でやっているのだからと。管理とは言いません。危険だからそういう対応をしているのだと。そうなれば、うちは新聞で取り壊してどうのこうの1億5,000万だとか、くいをどうのこうのやればまだプラスアルファになるのだという、その前段で我々が聞きたいのがお互いの道路に面しているそれぞれの管理者がやらなければならないのであれば、うちはもとの土木現業所と十分密にしながら危険のないようにやっていただきたい

というのが私の言いたいことなのです。だけれども、それをこうだった、ああだったと言われてもちょっとわかりませんので、宮坂ビルのことを言っているのですから、それに対して答えていただきたいのですけれども、そこら辺今現在歩道のやり方はどういうふうにやっていますか。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） 今の現況でいいますと、先ほど来町長、副町長のほうからもご説明がありました、非常階段部分の壁に危険があるということでございますので、住民の生命の安全等々、あと町道に面しているということもございますので、そういう観点から羽幌町のほうで民法に基づいた事務管理で危険対策を講じるという形で今回行っております。本体そのものにつきましては、今すぐにどうこうというふうな認識を現況ではしておりません。とはいえ、今まで目視で確認をしてきておまして、9月の段階では大丈夫だろうという判断されていたものが11月にかなり危険な状態にあるという状況になりましたので、本体部分についてもこれからどんな形で点検をすべきかということは今協議しているところでありますが、本体部分についてもこのままで大丈夫かどうかというのは調査いたしまして、その結果何らかの対策が必要だということになった場合、道道に面している部分もございますので、道のほうとも協議をしながら、適切な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） ターミナル通り側の歩道はどこであれをやったのですか。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） ターミナル通りのほうの歩道の一部通行どめにつきましては、北海道土木現業所のほうでやっております。

○議長（森 淳君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 私は、羽幌町が全部やれるだけの力があって、やれるでしょうけれども、やるのならやるのでもやむを得ないと思うのですけれども、北海道がついているのですから、道路に面して両方ということであれば北海道と打ち合わせしながら進めていかなかったら、うちの方針だって固めれないと思うのです。だから、先ほどからどうも町道のほうばかり言っている、私はそっちのほうをお聞きしているのですけれども、今やっともとの土木現業所がやったというお話ししましたから、当然それはターミナル通り側の壁でも何でももし落ちてきた場合に、危険だということであれば北海道がやるのですかということを私はお聞きしたのです。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 船本議員のご質問にお答えしたいと思います。

法律的なことは私ちょっとわかりませんが、ご指摘のとおり、町道側は羽幌町がロープを引き、ターミナル通りの道道のほうにつきましては北海道建設管理部のほうで危険防止のロープを張ったところでございますので、危険の度合いによりましては、

今回のような状況が起きた場合には北海道のほうに私はお願いに行かなければなら
ないだろうというふうには思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時01分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） それでは、私のほうからも質問させていただきます。

今回急なことなので、専決をするという、町長が18日の時点で専決をするのだとい
う考えをしたということで、僕も文教厚生常任委員会の一人として、こういったことは
専決でなくて臨時会なり開けないものなのかと言ったわけですがけれども、先ほど副町長
のほうから18日に仮どめをして、業者からの見積もりが出たのが11月30日、次の
日に専決をしたと。見積もりをとる時点で、いついつまでに見積もりを出してくださ
いとか、ある程度の工法なり、工期なりというのを言うわけですよ。その間には当然見
積もりが出てくるのが11月30日だとなっているのであれば、11月の18日からそ
の期間で臨時会を開く、12月1日に専決をするならばそういった考えもできたのでは
ないのかなとも思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 工法が決まって、業者に見積もり依頼をして、その業者が例
えば人員のやりくりですとかいろんな人の手当て、機材の手当て等々を含めて、足場を
組むのにクレーンが必要だとなればそのクレーンの手当て等々も必要になります。単純
に見積書をいつまでに出してねと言ったからといって、それですぐぱっと工事ができ
るかというところもならないということもありますので、そういう意味では30日までの
間に議会を招集する時間があったのではないかとわれましても、それまでの間に例え
ばこうこうしかじかで、それでこの金額でできますよと、その段階では工期はいつから
いつまでですと、そういうようなことがあらあら固まってやっと思算も計上できるとい
うようなことになりますので、11月30日の見積額が確定後、それで町としてゴーサ
インを出して契約をしてという形になるということですので、12月1日の専決処分と
いうことになったというふうに認識しております。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 11月30日までの期間ではなくて、30日に業者から見積も
りが来て、次の日に専決したのですよね。専決した時点で契約が完了してということ
でしたら、自分の中では見積額11月30日まで業者の人間だとしたら出してください
というような感じになると思うので、30日に見積もりが出てくるよというのがわかって

いるのであれば、1日に臨時会なり開けたのではないかなと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 見積書というのは、結果的に例えば業者が責任を持っていついつまでにできるよという形でもって出されるものだというふうに認識していますので、それが例えば予定でこういうふうにやりますから、このぐらいの概算でいいですねということにはならないのではないかなというふうに認識しております。したがって、結果的に見積書が出たのが11月30日だということで、同日付で額を確定し、1日で専決処分をしたということでございます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 私のほうからこの問題についてはまず大きく分けて2つ、専決処分の是非、先ほど何人かの議員が言ったとおり、専決処分を通してよかったのかということと、あと先ほど船本議員もおっしゃったとおりビルに手をかけるということについての議論が分かれると思うのです。

まず、専決処分のことを先にお伺いしたいのですけれども、先ほどの答弁を聞く範囲では、町長は緊急だったので、18日にその時点でもう専決を決めていたかのような発言があったのですけれども、18日の日に町長ご自身で専決を、それを役場の皆さんに伝えたかどうかは別として、町長ご自身の中でこれは専決だというふうに18日の時点で考えたということよろしいですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほど申しましたとおりで、議会からもる危険性を言われ、9月の定例会にも手をつけないのかといった一般質問も受けておりましたところ、パトロールがそういった危険の度合いを見つけたということでございますので、私も決断をしなければならないと思い、急遽一日でも早く工事が進むようにという思いで、18日の時点でそういうふうな形で進めなさいというふうには指示したというふうに記憶しております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 専決処分に関しては、最後の手段だと思うのです。先ほどいろんな要件があった中で、本当に最後の手段として専決処分を行うと私は認識しています。18日に議会を開くよりも専決処分を先に決めるというのはちょっとおかしな話で、まずは臨時議会を開くように持って行って、それでもやばいのだとなったときに専決処分をして、ただそこにはすごくギャップがあって、町長が18日にご自身で専決だというふうに決められたけれども、本当に判こ押したのは12月1日になっているわけです。本当に18日に決めたのであれば、その日のうちに、先ほどできませんということでは言われていたのですけれども、概算で、今回は120万程度ですけれども、300万の補正を例えば組んで専決をするとか、その後臨時議会を開いて減額補正をするとか、そうい

うことも可能だったと思うのです、18日に専決を決めたとすれば。その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 議員おっしゃるとおりでございますが、先ほどから何回も申し上げておりますとおり、私自身が町長としての責任において大至急やるということを決めたのでございます。ですから、それが30日まで見積もりがかかったのは私も不思議といえば不思議でございますけれども、一日でも早く危険回避をしたいというのが私の本心でございます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） きっと危険回避に関しては、町長だけではなく、もちろん役場の方だけではなく、議員の皆さんも同じ思いで、いかに安全にするべきかということを考えるべきだと思うのです。それは私もそう思っています。ただ、町長自身この前の町政懇談会も町民の方に、広報にも載りましたけれども、議会の議決というのはとても大事なのだと。町長のできることもあるけれども、やっぱり議会の議決を大事にしたいのだという答弁をなさっていたにもかかわらず、それを町長みずからの判断だけで決めてしまう専決を選んだのは、議会と議論して、協議して議決して、それってすごく大事なのだとすごく力説していたと私は思うのです。そういうものの中で、それを専決という町長一人というか、の判断で決めてしまったのはとても残念に思うのですけれども、臨時議会を開こうと思えば、例えば25日には臨時議会があったのです、この場で。そのときにもそれに向けて、それはもう決定していたことですので、それこそ何日か前に招集があったので、そこに合わせるように業者さんをお願いしてということもできたはずかなと私自身は思います。ただ、18日にもう決めてしまって、専決するのだということに進んでしまったというのは議会との議論、議決というのを余りにも……自分としてはそこがとても悔しいというか、思いなのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 何度も同じことを申しますけれども、危険の度合いが高まったということで、町民に対する危険がいつきでも早く解決できるようにということで18日の時点で決断したということです。それについて、あと事務的に業者の選定だとかそういうもの手間取って、30日に見積もりが来て、1日になったということは、またおくれたことをおわびは申し上げなければならないのかもしれませんが、そういった思いがあったということは間違いのないことでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） あとは1日で開けたかどうか、それは町長の気持ち次第だと思うのです。先ほども言ったとおり、30日に常任委員会があって、翌日には議運も開催されていきました。町長も羽幌にいらして判こをつかれたわけですから、本当に議会の議

決を大事にしようと思えば、その30日の時点で招集をして1日に、何時に判こ押したかわからないですけれども、招集して、この場で全員総意で議決するという手段もできたのではないかなというふうに心から思います。

それと、もう一つ、先ほど2点あるということだったのですけれども、今までの説明では宮坂ビルに関しては手をつけること、修繕も含めてすることによって今後責任が及ぶのだという説明を受けていたのです。それで、町のほうも目視なのかもしれませんけれども、検査をして、中にも入って、いろんな検査をした中で当分は大丈夫ですという話だったのです。今回新しい言葉、事務管理という言葉を使って、撤去するという作業をするのですけれども、今後何かあったときには手をつけたことになるのか、それともそれはあくまでも事務管理のもので何があっても町に責任はなくなるのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 今回の外壁の修繕については、危険回避ということでの事務管理という扱いでございます。今後例えば時を経て本体の外壁等々でそういうような状況に至ったときにも同じような事務管理という対応をさせていただく。あくまでも応急処置、危険回避という判断で行うということでございます。建物本体の例えば解体ですとか、そういうことについてのケースに至るといようなことは、町としては今想定をしております。

それと、先ほど最初の質問のところでもあったのですが、町長が18日に決断したというのは、あくまでも他人の財産に行政が手をかけるということを決断したというふうに認識していただければ考え方が成り立つのではないかなと。他人の財産に町が事務管理という判断をし、そこで工事を行うということの決断をしたということで認識していただければと思います。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） そこはとても大事なことなので、町長と話していただいて、自分は町長が専決処分をするということを決めたというふうに認識していますので、副町長との今のその後の補足というか、追加とはちょっと食い違うと思うのですけれども、その辺はどちらになるのかわからないですけれども、専決処分を決めたということで先ほどずっとそういう答弁だったのです。そこは修正なり、追加で教えていただけますか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 今回の承認第9号については専決処分でございますので、そのことについていろいろ聞かれているわけで、18日の時点で今副町長が言ったように人の財産ということでございますけれども、私といたしましては実行するというところで前向きに取り組みなさいというふうに決断したところでございます。それでいいですか。そういうことです。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） もう一回確認なのですけれども、実行するという事は専決処分をするということによろしいですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） はい、そうです。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） なら、副町長と町長の意見は違うということで、その辺ちょっと理解はできないのですけれども、町長としてはそういうふうな18日に専決処分をするということを決められたということで認識しました。

先ほどの事務管理なのですけれども、事務管理という言葉を使えば先ほど言ったとおりにあくまでも何かあったときに手をかけれるということで、例えば何か落ちて車が破損したりとか、人に何か当たったとか、そういうときの責任は問われないということによろしいでしょうか。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） お答えいたします。

事務管理をした部分に不備があつてということになりますと、責任は関連してくる可能性はございますが、それ以外の部分について人だとか物を破損させた、けがをさせたという場合についての法的責任は羽幌町は問われないという形になります。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） ただ、今回手をかけるということはとても大きなことで、前回1カ月ぐらい前には本当に手をかけてしまうと、一部だろうと全体の責任を負わなければいけないというような認識だったのです。それがたとえ本体から出ている非常階段だとしても、そのときは事務管理という言葉が出てこなかったです。それが代執行なのか、いろんな方法だとは思うのですけれども、ビニールをかけることもできないと。かけてしまったら手をかけたことになるので、責任が及ぶので、町長も一般質問の中でおっしゃったとおり、手をかけられないし、その時点では障害はないと言ったら変ですけれども、安全とは言わないのですけれども、大きな破損はないという判断だったと思うのです。それがこの事務管理という言葉が急に出てきて、そしたら全て事務管理でいってしまうのではないかと。今回は階段のところのあれですけれども、例えばある子供があそこは危ないのではないかと、大人でもいいのですけれども、見つけた場合に、前回やったから事務管理を使って、専決を使うかどうかは別として、次は200万の修理しましょう。こっち側、次は500万かかりました、事務管理でやりましょうと。そういうふうになっていくきっかけになってしまうので、そこは危険のレベルは誰が決めるのか、もちろん担当者が見て決めるのだとは思うのですけれども、それを最初に手をつけることで、以後宮坂だけではなくて、ほかの会社も事務管理という言葉を使ってやっていかなければいけない結構大きなことになるのではないかなと思います。その辺今後事務管理という言葉を使って、修繕にはならないのですけれども、危険回避する行動がどんどんふえ

ていく懸念というのがあるのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。あくまでも宮坂に関して、今は。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） お答えいたします。

今回の事務管理で行う部分、民法上で明確にうたっておりますが、明らかに危険防止のためということなので、このまま放置しておくとならざるに危険が及ぶ状況が考えられるという明確な理由、根拠がない限り、ある住民が危険ではないのとか、あそこ危なそうだねとかというレベルでの事務管理での執行というのは法的に許されておられません。でするので、今回のように正式な技術者ですとかその建物の状態を判断できる人の見解も含めまして、すぐに対応しなければ財産、人間に対しての被害が及ぶ可能性が大であるというふうに認められた部分について、それを回避する最低限の処置が事務管理で可能ですよということでございますので、そういう状況が発生した場合は再度また事務管理ということとは可能性はありますが、それ以前の段階でこの法律を使って修繕等をするということにはならないというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員の質問にちょっと補足させていただきますけれども、以前はやらないと言ったのに、どうして今回手をつけたのだというご質問も中には含んでいるのかなと思いますけれども、含んでいませんでしたか。それでは、やめます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） そしたら、そこはルールづくりなのか、あくまでも技術者、羽幌の役場の建設課の技術者が決めることなのか、ただ今回前回見つけられなかったことが見つかったということで、自分はず1カ月前のチェックに問題はなかったのかというふうに思うのです。その段階でやらないということで決まって、パトロール、どういうパトロールをしたかわからないですけれども、それが職員のパトロールなのか、それとも民間の方なのか、そのスタート時点がどういう状況で、先ほど町長はパトロールで見つかったということだったのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） まず、パトロールの関係ですが、建設課のほうで道路管理という形で業者さんに巡回ですとか点検の関係の業務を委託しております。その業者さんのほうから建設課のほうに、担当のほうに宮坂ビルの階段の部分がこういう状態ですよということのご連絡をいただいたというふうに聞いております。それを受けて、状況を建設の技師を含め、私も行ってまいりましたが、直接現地行って現場を確認し、状況を見てきたところであります。その上で、専門の技師であります石川主任のほうでこのままだといつ倒れてもおかしくない状況だということの判断がされましたので、関係課長と理事者も含め協議をして、すぐに処置をせざるを得ないだろうということで、法律で事務管理が許されているということで、その形の中で対処するようにしましょう

という流れで今回進んできたところでありまして、以前の点検の関係が問題があったのではないかというご指摘もございましたが、そういうことも結果として目視等で確認しているということもございましたので、それが本当によかったのかどうかという反省も含めまして、先ほど船本議員からの質問の際にも答弁させていただきましたが、今後どういう形で点検をし、短期間にそういう危険な状態にならないような、そういうことにならないような形の点検方法を今検討している最中ではございます、今大丈夫でもという形ですぐにそういう今みたいな状況が起こらない形の点検方法の部分についても今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） それでは、少し戻りますけれども、事務管理、羽幌町、今回の予算は空き家対策事業ということで120万円ばかりのお金を使っています。空き家対策事業に関しては今調査中で、町内、島も含めて多くの危険と思われる建物があると思うのです。それに対しても技術者がこれから点検をして、これは危ないというふうにしていくのか、それともあくまでも宮坂だけのものなのか。ほかの空き家に対してどういうふうにしていくのか。これからよく出てくると思うのです。事務管理を使って撤去します、撤去というか、しますとか。自分がよくわからないのは、行政代執行という方法も言われていましたけれども、それにはかなりの時間と手間とかがかりますよということで前回説明を受けたわけですけれども、事務管理を使えば民法上で最低限とはいえ、建物によってはその最低限をすることで崩すこともできるかもしれないです。だから、それを使うのはとても重大なことで、慎重にやらなければいけないのではないかなというふうに思います。今後ほかの建物、例を挙げると木材屋さんが倒産して同じような状況であります。中の状況は僕もわかりませんが、もしかしたら宮坂と同じように危険な状態があるかもしれません。そのときにはこの事務管理という手続をして危険を回避していくのかどうか、どうでしょうか。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） お答えいたします。

通常の場合所有者という方がいらっしゃいますので、もしくは個人であれば相続者という方がいらっしゃいますので、その方々に町としまして適切な管理をするようお願いをし、指導をし、場合によっては命令を下して、町民に害が及ばない形の行政的指導をしていくという形になろうかと思っております。例に挙げている木材屋さんの部分につきましては、宮坂ビルと若干違いますが、底地の所有者というのが今現在実在しております。底地の所有者についても完璧な完全な建物に対する完全責任という部分ではないのですけれども、土地の所有者についても何らかの責任という部分に関連してきますので、その所有者等にもお話をし、手続的に変わってくるのだと思いますが、そういう形をとりながら対応していくという形になりますので、宮坂ビルと同じに全く所有者、指導すべき相手がないという状態での事務管理という形の処理にはすぐにはならないのかな

というふうに考えております。

○議長（森 淳君） 別会社の議論については、今の質問に対して一定の答えがありましたので、この程度にとどめ、別の機会にお願いしたいと思います。

7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） この宮坂ビルの物件に対して、先ほど副町長のほうから今回のように危険な箇所が見つかり、そのため危険回避をするためにその都度対処をしていきたい、本体の解体までは考えていないというたしかご答弁だったと思いますが、宮坂ビルにおきましてはかなり老朽化しています。本当にいつどんなふうになるかわからないような状態ではないかなと私は思うのです。それで、その都度危険箇所が出てきたら対応していく。そういう考えでは、幾らお金をつぎ込んでいってもつぎ込んでいってもかなりお金がかかるのではないかなと思います、私の考えとして。それよりも、これは町民の皆様が関心を持っている物件でございます。本体につきまして今後どういうふうにしていくか、本当に早急に考えるべき課題ではないかと私は思っているのです。その辺いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平山議員のご質問は、建物本体も大変危険だろうと、それを今後どうするのかということでございます。よろしいですか。それについては、一般質問等議会からのいろいろご意見もいただいた関係でいろいろ勉強というか、情報も入りまして、くいも打たれているということで、まず簡単に申し上げますとそのくいを抜くということになると隣の建物に影響するだろうということで、その技術どういうことになるのかという話にいきますと、うちの担当ではちょっと無理だろうというふうに感じているところでございます。そういった業者選定につきましても大変難しい問題を絡んでいるので、まずそのところは先ほど来よりお話出ています少しずつ危険の度合いを判断して、また今回のことのないように議会ともご相談申し上げながら、少しずつ危険の度合いに応じた対処、それが一番お金も少なく、また町民の理解も得られる方法かなというふうに今自分は考えているところでございます。

○議長（森 淳君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） 危険の対処ということでやっていきたいと。そのことが余りお金はかからないのかなというご答弁でしたが、確かに危険な箇所が出ていたら応急すべきだと思います。でも、それを繰り返し繰り返し行って、そのまま本体を残しておいていいのかと、そこもちょっと私一つ疑問なのです。今町長おっしゃったようにいろんなことで今探しているということですので、私はぜひ方向性を出すべきではないかなと思っております。その辺よろしく願いいたします。

○議長（森 淳君） 答弁は要りますか。

○7番（平山美知子君） もしあれば。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 危険であるので、とことん解体に向けてということでの質問でよろしいですか。そうではなくて。

○議長（森 淳君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） 解体へ向けてというよりも、最後は解体になるのかなと思います。その扱いを、建物の扱いを早急に決めるべきではないかなという。結果としては解体になるのかなとは思いますが、やはり物件を解体することになりますとかなりのお金がかかるということですので、その辺をきっちり考えてやっていただきたいかなという思いです。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 建物をどういうふうにするか、扱いについて最終判断を持つようということでもよろしいですか、質問。そのことにつきましては、先ほど来も出ておりますけれども、債権として持っているところがございますので、町が勝手に例えばさっき申しあげました地下にくい打たさっているものも解決できて更地にした場合その会社が利するというところに、利益を得るということに簡単になってしまいますので、その部分をどういうふうな解釈、どういうふうな相手との交渉といいますか、そういったものがどういうふうになっていくのかと、そういった解体だけの技術の問題でなくて権利の問題も発生してきますので、非常に複雑で難しい問題が絡んでいるというふうにご理解をいただければというふうに思います。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議ある方はおりますか。

ただいま本案の表決に対して2人以上の議員から異議の申し出がありましたので、会議規則第87条の規定により本案の採決は起立によって行います。

承認第9号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 淳君） 起立多数であります。

したがって、承認第9号 専決処分の承認について「平成28年度羽幌町一般会計補正予算」（第7号）は原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時34分

再開 午後 0時34分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第75号

○議長（森 淳君） 追加日程第2、議案第75号 平成28年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました平成28年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,264万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ74億2,340万5,000円とするものでございます。

補正をいたします内容の主なものを申し上げます。歳出で2款総務費、企画費において100万円の補正は、昨年10月に策定した羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げているシングルペアレントの受け入れをモデル事業として実施するもので、年少人口の確保、母親の就労に伴う労働力の確保、町内独身男性との出会いの可能性を目的にシングルペアレントの移住に対する募集を実施するものでございます。内容は、チラシ作成印刷製本費8万7,000円、広告宣伝業務等委託料91万3,000円で、財源につきましては国の事業認可を受けたことから2分の1の50万円が交付予定となっております。

次に、3款民生費、社会福祉費において臨時福祉給付金2,700万円の補正は、平成26年度からの消費税率引き上げ対策として低所得者の住民に対し1人1万5,000円を支給するもので、対象者は1,800人を予定しております。財源は、全額国庫補助金を充てております。

次に、6款農林水産業費、畜産業費において焼尻島めん羊飼養者育成事業負担金19万4,000円の補正は、焼尻めん羊牧場において将来綿羊の飼養を考えている学生に対して貴重な体験学習の場を提供し、全国的に減少している綿羊飼養者の育成と牧場管理の人手不足を補う手段の一つとして羽幌町と指定管理者が共同実施するもので、その事業経費の一部として羽幌町は交通費を負担し、指定管理者が宿泊費を負担するものでございます。

次に、10款教育費、体育振興費においておろろんウインターフェスティバル開催事業補助金80万3,000円の補正は、冬のこもりがちな時期に幼児から高齢者を対象に雪に親しむことと町の活性化を目的に事業を開催するもので、実行委員会として組織された教育や文化団体、スポーツ団体などの意向に沿い実施する事業でございます。実施種目は、団体のタイヤ引きレースや個人の宝探しゲームなど、子供から大人まで楽し

める内容となっております。

以上が今回補正をいたします予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 続きまして、私から一般会計の内容をご説明いたします。

12ページをお開き願います。歳出でございますが、2款総務費、海区漁業調整委員会委員選挙費において136万1,000円の補正は、平成28年8月3日執行の留萌海区漁業調整委員会委員選挙が無投票となったことから減額するものでございます。内訳については、12ページから13ページまで記載のとおりとなっております。財源として予定していた道の委託金を減額しております。

次に、14ページ、3款民生費、社会福祉費において印刷製本費3万6,000円と通信運搬費32万7,000円、手数料15万3,000円、臨時福祉給付金システム改修委託料35万7,000円の補正は、先ほど町長から説明のありました臨時福祉給付金事業の事務費などでございます。同じく重度心身障害者医療扶助費364万1,000円の補正は、対象者の医療費増加に伴う増額補正でございます。

同じく介護福祉費において天売高齢者支援センター改修工事請負費59万6,000円の減額補正は、執行残を減額するものでございます。また、道の地域づくり総合交付金230万円が交付決定となったことから地方債730万円を減額し、全額を一般財源で充てております。介護保険事業特別会計繰出金361万6,000円の補正は、特別会計への繰出金でございます。

16ページをお開き願います。4款衛生費、環境衛生費において簡易水道事業特別会計繰出金112万8,000円の補正は、特別会計への繰出金でございます。

同じくじんかい処理費において30万2,000円の補正は、旧産業廃棄物埋め立て処分場の超過分を処理するために新たな安定型の最終処分場設置と移設計画を進めていますが、設置には廃棄物処理法で義務づけられている技術管理者を選任し、知事の許可が必要なことから、その許可を受けるための経費でございます。特別旅費18万3,000円は、東京都への研修旅費、廃棄物処理施設技術管理者講習受講料11万9,000円は講習受講料でございます。

6款農林水産業費、畜産業費において畜産担い手育成総合整備事業委託料126万円の補正は、国の補正予算において追加配当があったことから、事業費の一部を繰り上げて高台地区の草地改良事業を実施するものでございます。補正額126万円については、受益者分担金として104万3,000円、道補助金として21万7,000円が歳入となります。

同じく農地費において農地整備事業負担金50万円の補正は、国の補正予算において1,000万円の追加配当があったことから、事業費の一部を繰り上げて朝日地区の整

備事業を実施するものでございます。補正額は、町負担額の5%分となっております。

18ページをお開き願います。同じく水産業振興費において離島活性化事業補助金451万6,000円の補正は、魚介類等の輸送費の増加による増額補正で、負担割合は国、町、受益者がそれぞれ3分の1負担となっております。

10款教育費、事務局費において教員住宅整備工事請負費199万6,000円の減額補正は、工事請負費の執行残の減額補正と国庫補助金1,214万8,000円の交付決定に伴う地方債の減額補正でございます。

同じく教育振興費で75万4,000円の補正は、天売高校生徒確保による活性化プロジェクトのPR用ポスターとパンフレットの印刷製本費でございます。

次に、20ページ、12款公債費において100万7,000円の補正は、医師確保対策事業において退職による就業支度金の返還があったことから、過疎対策事業債の元金及び利子を繰上償還するものでございます。

13款諸支出金、職員給与費において財源更正は、先ほど説明いたしました2款、海区漁業調整委員会委員選挙の人件費71万7,000円を道支出金から一般財源に財源更正するものでございます。

以上で私からの説明は終わらせていただきますが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第75号 平成28年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） 歳出のほうで16ページごらんいただきたい。2項の清掃費の中に負担金補助及び交付金の中の廃棄物処理施設技術管理者講習受講料と11万9,000円上がっているのですが、産廃処理の関係でないかなというふうに私は思っているのですが、これは講習を受けて免許を取得するという、その費用ということでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 逢坂議員のご質問の産廃受講料、職員の講習のための受講料かというご質問でございますが、そのとおりでございます。これは振興局のほうからそういった職員を町で独自に抱えなさいというご指導をいただきましたので、私のほうからお願いを申し上げまして、1人行かせてくださいということで現在担当者を絞っているところでございます。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号 平成28年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） これで本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、平成28年第9回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午後 0時47分）